

2 - 3 社団法人青い森農林振興公社

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 秋谷 進	県所管部課名	農林水産部 構造政策課
設立年月日	昭和46年4月13日	出 資 金	10,200千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称	金額	出資等比率
	青森県	5,100千円	50.0%
	弘前市	360千円	3.5%
	つがる市	340千円	3.3%
	青森市	260千円	2.5%
	十和田市	260千円	2.5%
	五所川原市	240千円	2.4%
	八戸市	220千円	2.2%
	東北町	200千円	2.0%
	青森県信用農業協同組合連合会	200千円	2.0%
	むつ市	180千円	1.8%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤
	理 事	14名	1名
	監 事	2名	名
	職 員	52名	32名
備 考	県OB1名		
業 務 内 容	農地保有合理化事業、分収造林事業、青森県酪農振興センターの管理運営事業等		
経営状況 (平成17年度)	当期収入	5,589,256千円	(その他参考)
	当期支出	5,587,637千円	県等からの補助金
	(うち事業費 3,031,169千円)		1,389,960千円
	当期収支差額	1,619千円	県からの無利子借入金
	当期正味財産増減額	152,526千円	20,717,101千円
			県等からの受託事業収入
			177,435千円
			県の損失補償
			15,726,254千円

2 沿革

当法人は、昭和46年4月に、農地保有合理化事業その他農業構造改善に資するための事業を実施することにより、農業の健全な発展と農村経済の振興に資することを目的に「社団法人青森県農村開発公社」として設立された。

その後、平成15年4月に、財団法人青い森振興公社(平成15年3月解散)の分収造林事業及び林業労働力確保事業を承継するとともに、青森県酪農振興センターの管理運営を県から受託することとなり、名称を「社団法人青い森農林振興公社」に変更した。

なお、青森県酪農振興センターについては、平成18年4月から指定管理者制度が導入されているが、当法人が指定管理者に指定され、引き続き管理運営を行っている。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「農地保有合理化事業その他農業の構造改善に資するための公益事業、森林の造成及び整備に関する収益事業等を実施することにより、農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資する」ことを目的としており、農地保有合理化事業、分収造林事業、酪農振興センター受託事業等を行っている。

農地保有合理化事業は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するために農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業等で、本県の農業経営基盤強化促進基本方針において、当法人は、「農用地などの中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者など本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、市町村段階の農地保有合理化法人や農業委員会との連携のもとに、農地保有合理化事業を実施します。」と定められている。

分収造林事業は、当法人と森林所有者が分収造林契約を結び、当法人がスギ等を造林し、下刈、間伐等の適切な保育管理を行い、将来伐採したときにその収益を当法人と森林所有者とで分収するという内容の事業であり、当初は収益事業として始まったものであるが、後述するとおり、事業の収支条件が大幅に変化し、収益事業として存続することはもはや困難な状況にある。したがって、今後の経営の方向性としては森林の持つ公益的機能を維持する観点から県行造林へ移行することも検討すべきであると考えられるところ、現在、所管課において、「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、外部有識者を含めた検討委員会を開催し、分収造林の今後の方向性を検討しており、平成18年度中に検討委員会としての最終的な考え方が示されることになっている。

酪農振興センター受託事業は、優良な乳用雌牛の育成を図るために乳用雌牛の飼養管理を行う青森県酪農振興センターの管理運営を行う事業であり、平成18年4月から指定管理者として当センターの管理運営を行っている。

(2) 経営状況

平成17年度の当期正味財産増減計算書によると、当法人の正味財産は1億5,252万円の減少となっている。当法人は、農地保有合理化事業等に係る農村会計、分収造林事業等に係る森林会計及び酪農振興センター受託事業等に係る畜産会計の3会計に区分されており、各会計における正味財産は、農村会計については1億5,423万円の減少、森林会計については25万円の減少、畜産会計については196万円の増加となっている。

昨年度の報告書では「当法人の経営状況は、返済原資である将来の事業収入が不確定である分収造林事業に係る借入金を含む多額の借入金（平成16年度末約366億円）をかかえていることや、森林会計における分収林（10,240ヘクタール）の資産評価については、現時点において育成段階であるため市場価値がほとんどなく帳簿価額を大きく下回っていること、また、農村会計における農地保有合理化事業に係る長期保有農地及び滞納小作料等の今後の発生及び解消の状況によっては、大きな損失が発生しかねないことから、当法人は、大きなリスクを抱えた経営を余儀なくされている状況にある。」と指摘していたところであるが、当法人では、こうした指摘も踏まえ、農地保有合理化事業に係る滞納小作料等及び長期保有農地について、より実態に即した引当処理をするために、平成17年度に債務者との全戸面談を実施し、滞納小作料等に係る貸倒引当金及び長期保有農地に係る合理化事業用地損失引当金を合わせて1億2,100万円計上したところであり、これにより農村会計の正味財産が一時的に大きく減少したものである。

農地保有合理化事業については、今後も長期保有農地及び滞納小作料等が増える可能性があり、また、既存の長期保有農地及び滞納小作料等の解消が計画どおりに進まなければ、損失はさらに拡大するおそれがある。また、後述するとおり分収造林事業については、これよりはるかに多額の損失を計上する可能性がある。これらのことを踏まえ、理事長をはじめ、全役職員が一体とな

って当法人の運営に当たっていくことが望まれる。

昨年度の報告書では、「分収造林事業に係る返済の見込みの立たない多額の借入金や農地保有合理化事業に係る大きなリスクを抱えた経営事情を勘案すれば、当法人の職員の給与が県職員と同額とされていることは疑問であるので、給与の見直しを検討すること。」を提言していたところである。

これについては、平成18年6月から、理事長の報酬月額の10%減額、プロパー職員の給料月額の6%減額、管理職手当の支給割合の引下げ（事務局長16%→10%、その他の管理職10%→7%）、サイクル3短の廃止、を実施していることを確認したところであり、「県職員と同額」というこれまでの長い慣例から一歩踏み出した点については評価したい。

（3）業務執行状況

ア 分収造林事業

分収造林事業は、事業費の全てを借入金と補助金で賄う仕組みとなっているが、借入金（県203億円、農林漁業金融公庫136億円）の返済原資である将来の事業収入（立木伐採収入）が不確定であり、当法人が設立された昭和40年代と現在とを比較すると、スギの木材価格が約4分の1に低下している一方で、労務費は約7倍になっており、分収造林事業の開始時と現在とでは事業の収支条件が大幅に変化しており、平成15年度に行った分収造林事業の長期収支試算では164億円の欠損が生じる見込みとなっていたことから、平成16年度青森県公社等経営評価委員会評価結果等報告書では、「収益事業としては存続困難であり、経営の方向性としては県行造林へ移行すべきである」とされ、また、「県行造林への移行に当たってはさまざまな課題が予想されるので、所管課において、外部有識者を含めた検討委員会を開催して具体的な検討に入ること」が求められていた。

これを踏まえ、所管課では、平成17年度に「青森県分収造林のあり方検討委員会」を立ち上げ、当法人が実施してきた分収造林事業の意義及び評価等、分収造林事業の今後の方向性、分収造林事業の県への移管の妥当性、当法人の債権・債務を県が継承することの妥当性、分収割合のあり方、県行造林に移行した場合の経営方針等について検討しており、平成18年3月に提出された中間報告では、「県が管理・経営に関与する方向性（県行造林に統合）が至当」との考え方が示されているところである。

平成18年度中に当検討委員会の最終的な考え方が示されることになっていることから、それを踏まえ、県行造林への速やかな移行を期待する。

また、分収造林事業については、将来、多額の欠損金が発生することが見込まれていることから、それを少しでも減少させるため、昨年度の報告書においては「県行造林に移行するまでは、引き続き経費削減策の徹底、間伐等の収入確保対策を進めること。」との提言をしたところである。

これについては、農林漁業金融公庫借入金のうち5億2千万円を低利の資金に借り換え、3億1千万円の利息軽減を図ったこと、間伐材548m³を売却し、その利益約203万円を公庫の返済に充てる予定であること、請負設計書を作成する際の諸経費・諸掛費を一律23%から事業費に応じ20%～23%としたことにより、平成18年4月から7月までの間で151万円の経費削減を図ったこと、を確認したところである。

また、経費削減の一環として平成14年度から6年間にわたり実施する予定の分収割合の見直し（公社6：契約者4 公社7：契約者3）については、総契約件数1,263件のうち平成17年度末までに協議した件数647件、同意のあった件数185件で同意率28.6%となっている。引き続き分収造林事業の将来見通しを契約者に対して誠意を持って説明し、理解を得る努力が必要である。特に市町村に対しては、分収割合を更に引き下げることや、長期的

視点に立って公益的価値の高い森林については当法人の分収に係る権利を買い取ってもらうこと等の新たな取組についても検討の余地がある。

この他に分収造林契約期間の延長にも取り組んでおり、引き続きこれらの経費削減策を徹底するとともに、積極的に間伐等の収入確保対策を進めることを期待したい。

平成17年度に行った分収造林事業の長期収支試算については、経営期間最終年度の平成68年度において325億円の欠損が生じる見込みであるとの報告があった。平成15年度の長期収支試算では164億円の欠損見込みであったが、平成17年度においては、木材価格が更に下落したこと等により欠損見込額が拡大したことを考えると、今後は、毎年度の決算書の作成に併せて長期収支試算を定期的に行い、県民に情報提供すべきである。

また、当法人の分収林1万224haが果たす公益的評価額については、平成18年度に所管課が試算したところによると年間238億1千万円（水資源貯留機能19.8億円、洪水緩和機能18.8億円、水質浄化機能31.8億円、表面浸食防止機能113.2億円、表層崩壊防止機能34.3億円、保健休養機能9億円、二酸化炭素吸収機能5億円、化石燃料代替機能6.2億円）となっているとの報告があったところであり、長期収支試算と併せて県民に情報提供を行い、分収林の果たす重要な機能について県民の理解を求めることが必要であろう。

イ 農地保有合理化事業

平成17年度末の長期保有農地（売渡しを予定していた農家の経営の悪化等により売渡しができず、当法人が5年以上保有している農地）は、44件、136.7ha、買取価格5億2,082万円となっており、また、同年度末の滞納小作料等は、滞納者数95名、滞納金額1億9,677万円となっており、当法人の経営健全化のためにはこれらの解消と新たな長期保有農地及び滞納小作料等の発生防止が課題となっている。

滞納小作料等が発生する主な原因は、農地貸借事業（一括前払）（43.8%）、農作業受託料貸付事業（26.0%）、一時貸付事業（9.3%）であり、農地貸借事業（一括前払）については、新たな滞納小作料等の発生防止対策として小作料の1年分を保証金として前払いすること等について検討していること、農作業受託料貸付事業については既に事業を終了していることを確認したところである。

一時貸付事業については、滞納小作料等だけでなく、長期保有農地の発生原因にもなっており、そのため、昨年度の報告書においては、「滞納小作料等及び長期保有農地が発生することのないよう、事前チェックの強化を図るほか、県農業改良普及組織、農業協同組合等と連携を図り、経営指導の徹底に努めること。」を提言していたものである。

これについては、農業改良普及機関、農業協同組合や農業委員会などの関係機関との連携を密にしなが、密接な経営指導をするなど、滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止に向けて万全の対応を取ることをしていることを確認したところであり、今後の成果を期待するものである。

また、昨年度の報告書においては、「滞納小作料等の回収の徹底について努めるとともに、一時貸付事業により発生した長期保有農地については、当初の買取予定者と買取価格にこだわらずに、売渡価格の柔軟な対応により、できるだけ早期に処分すること。」を提言していたところである。

これについては、平成17年度から債権管理・回収専門員2名を配置し、滞納小作料等及び長期保有農地の解消に努めており、さらに、平成18年度からは農業協同組合出身者2名を現地駐在員として配置し、滞納小作料等及び長期保有農地の解消に当たらせていることを確認したところであり、今後の成果を期待したい。

また、平成17年度に売り渡した長期保有農地は10件で、うち9件については買取価格で

売渡しを行ったこと、残る1件については買取価格387万円の農地を第三者に260万円で売却し、その差額からこれまでに納付された小作料を差し引いた額を契約に基づき当初の売渡予定者から徴収したことから、損失は発生していないことを確認した。

さらに、長期保有農地の今後の解消計画については、平成17年度末で44件、5億2,082万円の長期保有農地があるが、平成23年度までにすべて解消すること、売買差損額が1億46万円発生する見込みであることを確認したところである。平成17年度の決算書では、近傍類似地をもとに算定した合理化事業用地損失引当金5,648万円が計上されているが、売買差損見込額については、売却可能価額等をもとにより実態に即した額が算定されていることから、合理化事業用地損失引当金についても、売却可能価額等をもとに、より実態に即した額を計上することを求める。

長期保有農地の解消については、昨年度の提言に沿って計画が策定されていることから、計画どおり解消されることを期待したい。

なお、平成16年度及び平成17年度の滞納小作料等及び長期保有農地の状況は、次のとおりである。平成17年度においては、債権管理・回収専門員を配置し、滞納小作料等及び長期保有農地の解消に努めたところ、滞納小作料等及び長期保有農地とともに、前年度に比べ解消額が増加し、新規発生額が減少したものの、依然として解消額よりも新規発生額が多く、期末の残高が増加している。

【滞納小作料等の状況】 (単位：人、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
平成16年度	100	161,575	52	26,864	62	56,506	101	191,216
平成17年度	101	191,216	82	36,459	56	42,017	95	196,775

【長期保有農地の状況】 (単位：件、千円)

区 分	期首		解消		新規発生		期末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成16年度	23	307,563	5	31,692	17	186,408	35	462,278
平成17年度	35	462,278	10	59,625	17	118,171	44	520,824

ウ 青年農業者等育成センター事業

当法人は、青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法により「都道府県青年農業者等育成センター」として指定されており、優れた青年農業者等の育成に向け、就農支援資金の貸付け、新規就農者の研修、就農相談、農業に関する職業紹介等の事業を行っている。

しかし、青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、事業の周知徹底を図るなど、より効果的・効率的な事業の実施に取り組むべきである。

4 当法人に対する提言

当法人が将来にわたって「農林業の健全な発展と農山村経済の振興に資する」という役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 「青森県分収造林のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえた県行造林への速やかな移行等

分収造林事業については、「青森県分収造林のあり方検討委員会」における県行造林への移行に当たっての課題についての検討結果を踏まえ、県行造林へ速やかに移行すること。また、経費削減の徹底及び収入確保対策の推進を図り、欠損見込額325億円の縮小に努めること。さらに、毎年度の決算書の作成に併せて長期収支試算を定期的に行うとともに、当法人の経営努力の状況、分収林の公益的価値等を含めて県民に情報提供を行い、当法人の経営努力、分収林の果たす重要

な機能等について県民の理解を求めること。

(2) 農地保有合理化事業の滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消等

農地保有合理化事業については、引き続き滞納小作料等及び長期保有農地の発生防止及び解消に努めるとともに、長期保有農地に係る合理化事業用地損失引当金については、売却可能価額等をもとに、より実態に即した額を計上すること。

(3) 青年農業者等育成センター事業のより効果的・効率的な実施

青年農業者等育成センター事業については、全体的に計画に対する実績が低いので、事業の周知徹底を図るなど、より効果的・効率的な事業の実施に取り組むこと。

最後に、分収造林事業については、引き続き当法人において欠損見込額を減少させるための努力を行う必要があることはもちろんであるが、所管課においては、国及び他の都道府県と連携しながら、分収造林事業の赤字の解消・軽減について、より実効性の高い解決策を検討することを望むものである。